

## 信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目変更の取扱いについて

平成 18 年 3 月 16 日  
日本証券業協会

### 1. 検討の経緯

#### (1) 掛目の取扱い

信用取引に係る委託保証金の代用有価証券の代用価格については、当該有価証券の前日の時価に内閣府令例で定める率（現在は、特例で 80% である。以下「掛目」という。）を乗じた額を超えない額と規定されており、また、会員はこの範囲内で自社の判断に基づき掛目を決定している。

#### (2) 検討会の設置

本年 1 月 16 日に(株)ライブドアが監視委員会及び東京地検の強制調査を受けたことを契機に、一部の会員がライブドア関連銘柄の委託保証金代用有価証券の掛目をゼロとする措置を講じたが、十分な説明が行われない中で突然に実施されたため、投資家に不安心理が拡がり、市場全体に影響を与えたとの批判がなされた。

これを踏まえ、本協会では、信用取引に係る委託保証金代用有価証券の掛目の取扱いについて検討することを目的に、会員及び証券取引所で構成する「検討会」を設置し検討を行ってきた。

#### (3) 報告書の取りまとめ

当該検討会では、掛目の変更等にあたっての対応について検討を行い、掛目の変更等を行う上で投資家保護上最低限必要と考えられる事項を社内規則として運用するよう、本協会の規則として義務付けるべきであるとの結論を報告書として取りまとめた。

### 2. 報告書の概要

#### (1) 掛目の変更等に関する基本的な考え方

過度な掛目の変更は、委託保証金としての評価に直接影響を及ぼす措置であり、場合によっては、顧客に混乱を生じさせるとともに不測の損害を与えることにもなりかねないことから、掛目の変更に当っては、リスクに見合った合理的かつ適切な範囲で行うこととし、変更内容を事前に周知した上で、顧客による現金若しくは他の銘柄への差換え又は建玉の一部手仕舞い等の対応が可能となるよう一定の期間を設けた後に実施するなど、顧客に与える影響を十分に考慮して慎重に行うこととする。

## (2) 本協会規則（理事会決議）の骨子

### ① 掛目を変更する事象の顧客への説明及び周知

信用取引を初めて行う顧客に対し、予め、掛目の変更を行う場合があることについて、その事象及び変更後の掛目の適用までの期間を可能な限り具体的に説明するものとする。

（注）想定される掛目の変更事例

- ・発行会社の株価が一定金額を下回った場合
- ・発行会社が債務超過となった場合
- ・発行会社に明らかに経営上重大な影響を与えると認められる事象が発生した場合

### ② 掛目変更に当たっての顧客への通知

掛目の変更を行う場合には、変更後の掛目、適用日、変更理由等について、予め顧客に対し通知する。

### ③ 掛目変更に当たっての周知期間

変更後の掛目の適用日については、顧客に対する通知を行ってから一定期間を経過した後に適用する。この場合、一定期間としては概ね 1 週間程度とすることが望ましく、各社の社内規則に規定し、あらかじめ顧客に説明されることが望ましい。

但し、明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象が発生し、今後、株価が継続かつ大幅に下落することが予想される等により、代用有価証券について保証金としての適切な評価を行うことが出来ないために緊急的に掛目の変更を行う場合であっても、顧客に通知を行った日の翌営業日以降でなければ適用してはならない。

（注）「明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象」として想定される事例

- i 重大な粉飾の疑いが発覚し、直近の株価の水準が粉飾された決算内容に基づき形成されている場合
- ii 業務上の取引等で経営に重大な影響を与える巨額な損失が発生した場合
- iii 突発的な事故等により長期にわたり全ての業務が停止される場合 等

### ④ 社内規則の制定等

会員は、当該事項について規定した社内規則を制定するとともに、適切な運営を実施し、定期的な検査を行うこととする。

## 4. 今後のスケジュール

- (1) 3月10日付けエクイティ市場委員会で報告書及びパブリックコメント案について了承し、3月14日に開催する協会の自主規制会議に報告の上、15日からパブリックコメントを一ヶ月間募集。

- (2) 4月開催予定のエクイティ市場委員会及び自主規制会議で理事会決議案を付議し、承認された場合は、5月中旬を目処に施行することとする。

以 上